

議 第 6 号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
全世代型社会保障改革担当大臣
共 生 社 会 担 当 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

認知症は、認知機能が低下し日常生活全般に支障が出てくる状態であり、日本における認知症の人の数は、令和2年に推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれることから、将来を見据えた備えの拡充が求められている。

現在、認知症の人への介護や医療の分野においては、現場における取組や研究等によって、認知症に関する経験・知識の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明等における大きな進展が見られる。

こうした中、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域を構築するとともに、認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 認知症の初期段階から家族や周囲の人々が適切に対応するため、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のため、当事者や家族との連携を重視し、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みをつくるなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給等の、国民の日常をサポートする知識や情報の提供体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策について、国と地域が一体となって総合的かつ総体的に推進するため、「認知症基本法（仮称）」を整備すること。